

令和2年第3回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和2年5月21日
- ・開会 令和2年5月21日
- ・閉会 令和2年5月21日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤忍	8番	齋藤宏司
2番	三條幸夫	9番	松岡克己
3番	上地史隆	10番	深川昇
4番	田中裕之	11番	松田信行
5番	原本哲己	12番	近藤哲雄
6番	沢出好雄		

2 不応招議員は次のとおりである。

7番 品田好博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会教育長

副 町 長 福祉課 参 事

総合支所長 産業課 長

会計管理者 産業課 参 事

総務課 長 住民福祉課 長

住民課 長 総務課 主 査

福祉課 長

生涯学習課 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第3回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和2年5月21日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第38号 大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第39号 大空町奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第40号 大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第41号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第42号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第43号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町 長 山下 英二 教育委員会教育長 渡邊 國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副 町 長 川口 明夫 福祉課参事 阿部 雅浩

総合支所長 田中 信裕 産業課長 作田 勝弥

会計管理者 平田 義和 産業課参事 中村 直樹

総務課長 林 敏美 住民福祉課長 阿部 征弘

住民課長 星加 政志 総務課主査 安念 真人

福祉課長 鈴木 章夫

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木 徳幸

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局 長 藤田 勉 事務局主幹 田中 学

以上のとおり報告する。

令和2年5月21日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和2年4月28日～令和2年5月21日》

- 4月28日 第3回議会広報常任委員会
- 5月11日 第5回総務厚生・第5回産業建設文教合同常任委員会
第5回産業建設文教常任委員会
第4回議会広報常任委員会
- 15日 湖水開き・観光安全祈願祭
第4回議会運営委員会
- 19日 第5回議会運営委員会
第5回議会広報常任委員会
- 21日 第6回総務厚生・第6回産業建設文教合同常任委員会
令和2年第3回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣言

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから令和2年第3回大空町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は
会議規則第127条の規定によって、議長において8番、齋藤宏司議員及び
9番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果
について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議員 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたしま
す。本臨時会を開催するにあたり、5月19日に議会運営委員会を開き、会
期等について協議をいたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が7件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で
判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のと
おり、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定し
ました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。
- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名であり
ます。7番、品田好博議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第6号

◇議 長 日程第4、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の1ページでございます。承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書3ページをお開き願います。専決処分書。大空町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年4月30日、大空町長、山下英二。

議案書5ページから6ページが大空町税条例の一部を改正する条例の改正条文でございます。議会臨時会参考資料の1ページから3ページに大空町税条例の一部を改正する条例の概要を。4ページから8ページには新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては、概要によりご説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。

承認第6号関係、大空町税条例の一部を改正する条例の概要です。改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるとして地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、一部を除き公布の日から施行されたことに伴い、大空町税条例の改正が必要となったことから、地方自治法の規定により本年4月30日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

項目の1、個人町民税です。関係条文、附則第25条。①文化芸術・スポーツイベントの中止等をした主催者に対する払戻請求権を放棄した観客への寄附金控除の適用では、政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額を寄附金控除（税額控除）の対象とするものでございます。

関係条文、附則第26条。②住宅ローン控除の適用要件の弾力化では、特別特定取得に該当する住宅の取得をした個人が、新型コロナウイルス感染症

の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したものと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、以下の適用要件に該当する場合において弾力化されたものです。ア、新型コロナウイルス感染症の影響により家屋への入居が令和2年12月31日以後となったこと。イ、新築住宅については令和2年9月30日まで、建売住宅若しくは既存住宅については令和2年11月30日までに売買契約または増改築等に係る工事請負契約を締結していること。ウ、令和3年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供していること。①、②の施行期日は、令和3年1月1日になります。

項目の2、固定資産税です。関係条文、附則第10条の2。①生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長するものです。特例措置の内容といたしましては、一定の機械・装置等について、令和5年3月31日までの間に取得された固定資産の課税標準額を3年間ゼロにする。追加される家屋等の要件は次の表のとおりとなっております。施行期日は、令和2年4月30日になります。

項目の3、軽自動車税です。関係条文、附則第15条の2。①軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長では、自家用乗用軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。自家用乗用環境性能割税率は、次の表のとおりとなっております。施行期日は、令和2年4月30日になります。

項目の4、その他です。関係条文、附則第24条。①納税の猶予制度の特例では、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が激減しているという現下の状況を踏まえ、収入に相当な減少があった事業者の町税について、無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予する特例を設けるものです。

関係条文、附則第10条。②その他法令等改正に併せ所要の規定の整備をするものです。①及び②の施行期日は、令和2年4月30日となっております。

以上、大空町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第38号

- ◇議 長 日程第5、議案第38号、大空町債権管理条例の一部を改正する
条例制定についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めま
す。星加住民課長。

- ◇住民課長 議案書の7ページでございます。議案第38号、大空町債権管理
条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり
提出する。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書9ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につ
きましては、参考資料にてご説明いたしますので大空町議会臨時会参考資料
の9ページをご覧ください。

議案第38号関係、大空町債権管理条例の一部を改正する条例新旧対照表
でございます。附則第6項、町長は、新型コロナウイルス感染症（新型イン
フルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウ
イルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、令
和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の個人の経常的な収入又は
法人の事業等の収入につき1月以上の期間の収入と当該期間の初日の1年前
の同期間の収入が概ね100分の20以上減少した事実があったことその他
これに類する事実があった場合において、これらの者が履行期限までに納入
すべき非強制徴収債権でその履行期限が令和2年2月1日以後に到来するも
のの全部又は一部を一時に履行することが困難であると認められるときは、
その債権の履行期限内にされたこれらの者の申請（町長においてやむを得な
い理由があると認める場合には、債務の履行期限後にされた申請を含む。）
に基づき、その履行期限から1年以内の期間に限り、その債務の全部又は一
部の延長する特約又は処分をすることができる。附則、この条例は、公布の
日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のた
めの措置に起因して、多くの個人及び事業者等の収入が減収となるものに対
し、利息なしで1年間履行延期の特約又は処分をすることができるよう大空町
債権管理条例の一部を改正するものでございます。

以上、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案
理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいた
します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第38号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号

◇議 長 日程第6、議案第39号、大空町奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書11ページをお開きください。議案第39号、大空町奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。

13ページは改正条文でございます。改正内容を臨時会参考資料11ページ、議案第39号関係、大空町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方を支援するため、令和2年2月から令和3年2月までの連続する任意の3カ月間の収入が、前年同期間と比べ相当の減少があった場合に、使用料等を基準に基づき減免することとしております。今回の改正は大空町奨学金を返還されている方に対しましても減免できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、奨学金の返還、第8条第2項中、免除を減免に改めるものです。附則、この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第39号、大空町奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定
についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、大空町奨学金
貸付条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されまし
た。

◎日程第7 議案第40号

- ◇議 長 日程第7、議案第40号、大空町後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由
の説明を求めます。阿部福祉課参事。

- ◇福祉課参事 議案書15ページでございます。議案第40号、大空町後期高
齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについ
て、別紙のとおり提出する。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。
議案書17ページが改正条文でございます。議会臨時会参考資料13ペー
ジに大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を
掲載してございます。新旧対照表により改正内容を説明させていただきます
ので、参考資料13ページをお開きください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つ
として、後期高齢者医療において新型コロナウイルスに感染するなどした被
用者に傷病手当金を支給した場合、支給額全額を国が特例的に財政支援する
ことになりました。これに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合では、後期
高齢者医療に関する条例等が改正され、傷病手当金に関する条文が追加され
たことから、町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の
受付を追加する必要があることから、条例の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第2条中第8号を第9号とし、第7号
の次に後期連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受
付を加えるものでございます。附則、この条例は、公布の日から施行するこ
とといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろし

くお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号

◇議 長 日程第8、議案第41号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書19ページでございます。議案第41号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書21ページから22ページが改正条文でございます。議会臨時会参考資料15ページから17ページに大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表を。また、18ページには大空町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を掲載してございます。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料15ページをお開きください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つとして、国民健康保険被保険者において新型コロナウイルスに感染するなどした被用者に傷病手当金を支給した場合、支給額全額を国が特例的に財政支援することになりました。傷病手当金を支給するには、各保険者において傷病手当金に関する条例の整備が必要であることから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、附則において、第4項の次に次の6項を加

えるものでございます。

第5項につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についてで、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いのため労務不能となった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給するものでございます。

第6項につきましては、傷病手当金1日あたりの金額の計算方法について規定してございます。

16ページをお開きください。第7項につきましては、傷病手当金の支給期間の上限について規定しているものでございます。

第8項につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整ということで、新型コロナウイルスに感染した者で、給与を受けている期間は支給しないことといたしますが、附則第6項の規定により算出された金額より少ない場合につきましては差額分を支給するという規定でございます。

第9項につきましては、新型コロナウイルスに感染した者が受けるはずだった給与を受けることができなかつた場合や一部を受け取ることができなかつた場合に、受けた金額が傷病手当金より少ないときは差額分を支給する規定でございます。ただし、傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除するものでございます。

第10項につきましては、第9項の規定により町が支給した金額は、その支給を受けた者を使用する事業主から徴収するという規定でございます。

附則、この条例の施行期日は公布の日から施行することといたします。

17ページでございます。また、適用区分につきましては、この条例による改正後の国民健康保険条例の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものといたします。

なお、規則で定める日につきましては、参考資料18ページに施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を掲載してございます。第23条第2項におきまして、規則で定める日は、令和2年9月30日とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号

◇議 長 日程第9、議案第42号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書23ページです。議案第42号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第4号)。令和2年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,669万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億708万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。

25ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。15款、国庫支出金に19万3,000円を追加。19款、繰入金に1,649万8,000円を追加。歳入合計は1,669万1,000円を追加し、107億708万3,000円とするものです。

26ページをお開き願います。歳出です。3款、民生費に29万1,000円を追加。7款、商工費1,640万円を追加。歳出合計は1,669万1,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので32、33ページをお開き願います。

3款2項2目12節、児童手当支給システム改修委託料に29万1,000円の追加は、児童手当の支給におきましてマイナンバー情報の連携に係る標準のレイアウトが変更となりますことから、システムの改修を行うものです。

7款1項1目、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症経済対策事業、7節、大空町休業要請協力金に340万円の追加は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止にあたり、大空町からの休業要請を受けて休止した施設の事業者に対しまして、休業した場合20万円、時間を短縮して営業した場合は

10万円の協力金を交付するものです。

18節、大空町商工事業者店舗家賃助成金に1,300万円の追加は、来客数が減少し厳しい経営状況にある中、負担となっております店舗の家賃につきまして2分の1、月額最大25万円、期間は4月から9月までの6カ月間を上限として助成するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので30、31ページをお開き願います。

15款2項2目2節、子ども・子育て支援事業費補助金に19万3,000円追加は、歳出で説明をさせていただきました児童手当支給システム改修委託料に係る国からの補助金でございます。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金1,649万8,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。33ページの新型コロナウイルス感染症経済対策事業の報償費並びに負担金補助及び交付金の内訳をもうちょっと詳しく説明していただければと思います。例えば件数がおおよそこれくらいとかあると思いますので、そこをよろしく願います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問でございますが、件数等については、報償費、大空町休業要請協力金につきましては、17店舗を予定しているところでございます。

大空町商工業者店舗家賃助成金につきましては、女満別空港の店舗につきまして10店舗、また町内の業者につきましては5店舗ほどを今のところ予定しているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第4号)を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第43号

◇議 長 日程第10、議案第43号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書35ページでございます。議案第43号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,052万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書37ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。7款、国庫支出金に242万円を追加し、歳入合計は12億1,052万円とするものでございます。

38ページをお開き願います。歳出でございます。2款、保険給付費に242万円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので44ページ、45ページをお開き願います。

2款6項1目、傷病手当金の18節、負担金補助及び交付金に242万円の追加は、先ほど議案第41号で承認をいただきました大空町国民健康保険条例の改正後における新型コロナウイルスに感染された方などへの傷病手当金分でございます。傷病手当金につきましては、国民健康保険被保険者数のおよそ1%、20名分の計上でございます。

続きまして歳入の説明を申し上げますので42ページ、43ページをお開き願います。

7款1項1目1節、傷病手当金補助金に242万円の追加でございます。歳出の傷病手当金における財源といたしまして、傷病手当金として支給した額の全額10分の10が国からの補助となります。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第43号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、令和2年度大
空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決さ
れました。

- ◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
以上で令和2年第3回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまで
した。

(閉会 午前10時40分)